

ご利用についてのお願い  
宴会場利用規約

学士会館

# ～ 宴会場利用規約 ～

当館では、宴会場のご利用に関して以下の通り定めておりますので予めご了承ください。

## 1. お申込み

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）が、当館へのお申込みを通知いただいた日を「受付日」とし、当館所定の予約確認書に必要事項をご記入の上、提出していただきます。また、予約確認書記入事項の他に当館が必要と認める確認事項がある場合は申し出でていただきます。

会食を伴うご会合の場合は、お一人様当たりの料理単価を以下のように定めさせていただいておりますのでご了承願います。

平日（16：00まで）……3,300円（税込）以上 土日祝（16：00まで）……5,500円（税込）以上  
平日（16：00以降）……5,500円（税込）以上 土日祝（16：00以降）……5,500円（税込）以上

## 2. 予約金・ご精算

- (1) ご利用終了後、フロントで、ご精算をお願いいたします。
- (2) ご予約時に、期限を定めて予約金をご請求させていただくことがあります。金額は見積総額を限度として当館より提示させていただきます。原則として宴会開催日の7日前までに現金または振込にてお支払いいただきます。（振込手数料は、お客様側にてご負担願います。）過不足が生じた場合、開催当日にご精算いただきます。

## 3. 利用時間

- (1) 会場のご利用時間は、9：30～21：00となり、2時間以上30分単位で承ります。  
ご契約時間は所定の会場料金をお支払いいただきます。
- (2) 会場のご使用は準備から撤去時間を含め、契約時間内に終了されますようお願い申し上げます。  
この契約時間を超過される場合は、所定の追加料金を頂戴させていただきます。  
但し、次の会場使用時刻との関連で、使用時間の超過に応じられない場合がございます。

## 4. 有料人数の確認

- (1) 料理等をご用意する人数（以下、「有料人数」と称します）を宴会開催日の10日前までにご通知ください。
- (2) 有料人数の確定は、宴会開催日の2日前の正午までにご通知ください。
- (3) 有料人数の20%を超える減少が生じたとき（但し、減少した有料人数が10名以上であるときに限ります）は、宴会開催日の8日前までにご通知ください。宴会開催日の7日前から2前の正午までにご通知いただいた場合は、減少した料理金額の50%相当額をお支払いいただきます。
- (4) 宴会開催日の2日前の正午以降に有料人数の減少のご通知をいただいた場合は、減少人数の如何に拘わらず確定有料人数分の料金をお支払いいただきます。

## 5. 宴会利用契約締結の拒否

当館は次に該当する場合、宴会利用契約の締結に応じない事があります。

- (1) 予約状況によりお受けできないとき。
- (2) 宴会場に出席される利用客の中に、次の事由に該当する者がいる場合。
  - ①法令または公序良俗に反する行為をなすおそれがあると判断される者がいるとき。
  - ②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」あるいは「東京都暴力団排除条例」を踏まえ、暴力団及び暴力団員等またはその関係者、その他反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）の疑いがあると認められるとき。
  - ③暴力団等が事業活動を支配する法人、その他団体の疑いがあると認められるとき。
  - ④法人で、その役員のうちに暴力団等に該当する者がいるとき。
- (3) お客様及び申込内容等について、警察当局から指摘及び指導を受けたとき。
- (4) 当館もしくは当館社員（従業員）に対し、暴力・脅迫・威圧的な不当要求等を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (5) お客様が、伝染病・感染症の疑いがあると認められるとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由によりご利用いただくことができないとき。
- (7) 予約が成立した場合でも、内容によりご利用ができない場合がございますので予めご了承ください。
- (8) この「宴会場利用規約」に違反された場合。
- (9) 上記以外で当館の判断による場合。

## 6. 契約解除

- (1) 当館では前項5に該当する場合、宴会利用契約を解除する事があります。
- (2) 第2項（予約金・ご精算（2））が期限までにお支払いいただけない場合、宴会利用契約を解除し取消の場合に準ずる金額を請求させていただくことがあります。

## 7. 取消料と開催日変更料

すでにご契約をいただいた宴会等を取消又は期日変更される場合は、それまでの実費諸費用と下記の取消料又は変更料（以下、「取消・変更料」という）をいただきます。予約金並びに前払い金は取消・変更料に充当させていただきます。

〈取消料又は変更料〉

取消日又は変更日	取消・変更料
ご利用当日の90日前から60日前迄	宴会場会議室料の10%
ご利用当日の59日前から31日前迄	宴会場会議室料の30%
ご利用当日の30日前から15日前迄	最終見積金額の30%
ご利用当日の14日前から8日前迄	最終見積金額の50%
ご利用当日の7日前から前日正午迄	最終見積金額の70%
ご利用当日の前日午後以降	最終見積金額の100%

## 8. お客様手配の制限

装飾・音楽・余興及びバンケットスタッフ等につきましては、原則として当館より指定業者に手配させていただきます。お客様が直接手配される場合は、当館の了解を得た上でお手配ください。但し、この場合は、お客様手配に関する料金（持込料等）をお支払いいただくことがあります。

## 9. お客様手配の業者に対する指示

当館の了解の下、お客様が直接手配された業者が行う装飾、余興等の機器及び材料の搬入・搬出、または看板等のサイズ、その取り付け方法、あるいは設置場所につきましては、当館がその業者にご提示申し上げます。

## 10. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮ください。

- (1) 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、または家畜類等の持ち込み（但し、身体障害者補助犬を除きます）。
- (2) 発火又は引火性の物品の持ち込み。
- (3) 悪臭又は特異な臭いを発するものの持ち込み。
- (4) 大音響を発し、他の施設・会場に影響を及ぼすものの持ち込み。
- (5) 泥酔等により他のお客様に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- (6) 当館の備品等の移動。
- (7) ご予約時の使用目的以外のご利用。
- (8) 第三者に会場の一部、または全部の使用権の譲渡、販売・営利目的の使用。
- (9) その他、法令で禁じられている行為。

## 11. 損害賠償

お客様が、万一当館の施設及び什器・備品等を損傷・破損された場合は、当館が提示する必要な修理、補修をしていただくか、損害賠償額を負担していただきます。万一当館の責により商品等に不備が認められた場合、当館の賠償額は対象商品の代金相当額を上限とさせていただきます。

## 12. その他

この規約以外の事項に関しましては、別途ご相談申し上げます。

◇本規約施行日：2024年1月1日